



人権教育シリーズ 19

市では人権教育の推進のため、さまざまな活動や啓発に取り組んでいます。ここでは、取り組みの内容や情報を定期的にお知らせしていきます。

障がい者の人権 知っていますか (障害者虐待防止法)

障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援助等に関する法律」)が、平成24年10月1日に施行されました。

これは児童や高齢者への虐待を防ぐ取り組みに続くもので、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

障害者虐待防止法では、虐待を養護者による虐待、障害者福祉施設従事者などによる虐待、使用者による虐待に分けています。具体的には殴る蹴るなど体に傷や痛みを負わせる身体的な虐待、性的、心理的、経済的虐待、放棄・放任(ネグレクト)があげられます。



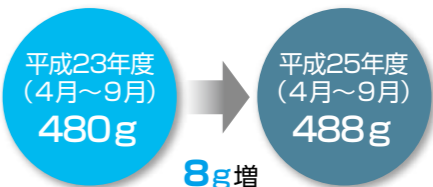
ひよつとしたら... 虐待に気づいたら速やかに通報を

虐待は、どこか家庭や施設・職場でも起こりうる問題です。虐待を受ける人、してしまいうる人が虐待だと認識できず、自分から助けを求められない場合があります。そのため、虐待をもっと身近な問題として、一人一人が小さな兆候を見逃さず、できる限り早く発見することが大切です。「見て見ぬふり」は虐待を許しているのと同じことです。地域ぐるみの早めの対応や支援が、問題の早期解決にもつながります。

誰が安心して共に生きる社会をつくるために 私たちは、まず障がい者を理解することが大切です。「障がいは誰にでも生じ得る身近なもの」「障がいはわからない障がいもある」「障がいは多種多様で、同じ障がいでも一律ではない」ことを認識しなければなりません。

燃やすごみの量を減らしましょう

家庭から出る燃やすごみの量 (一人1日あたり)



※ごみ排出量については、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含みません。

燃やすごみ減量のポイント

燃やすごみの中には、食事の食べ残しや未使用の食品が多く含まれています。日本の食糧自給率は、約39%で残りのほとんどを輸入で補っています。食品を無駄にしないために不要なものは買わないようにしましょう。

無駄をなくすポイント

- ・買い物に行く前に冷蔵庫の中を確認する。
- ・買い物メモを用意し不要なものは買わない。
- ・買い物に行く時は、エコバッグを持参する。
- ・賞味期限や消費期限を見てから買う。

ストップ滞納!

九州市町村合同公売会in熊本

問い合わせ先 税務課 収納班 (合志庁舎) ☎(248)1114

市税の滞納処分の一環として差押えた財産(家電、日用品、雑貨など)の公売会を九州の市町村合同で開催します。入札は、どなたでも参加できます。

●とき 平成26年1月12日(日) 午前9時開場

●ところ 益城町総合体育館

●公売物件 約600品

●家電製品、貴金属、日用品など

●公売方法 入札方式

●当日必要なもの

・印鑑

(認印可、法人の場合は代表者印)

・購入代金(入札金額)

・本人確認ができるもの

(運転免許証、健康保険証など)

・委任状(代理人が入札する場合)

●その他

・公売物件は「中古品扱い」です。保証・返品は受けられません。

・公売前に滞納税が完納になった差押財産は、公売中止となります。



公売会風景

税金は納期内に納めましょう

公売とは 市税などが滞納になると、滞納処分として財産の差押えをします。差押えた財産は、そのままでは滞納市税に充当できないので、売却して現金化し充当します。この売却のことを公売といっています。

障がいや社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人が多いのが現状です。

だからこそ、障がい者に接するとき、忘れてはならないことがあります。困っている障がい者を見かけたら「何か私にできることはありませんか」と一声かける勇気をもつことです。また、障がいがあるからと決め付けず、個性や能力を見極め、生かす手立てを考えることも必要です。そうすれば、誰もが人格と個性を尊重し合える共生社会が実現できるのではないのでしょうか。

障がいや個人の問題ではなく、生身の人間がさまざまな状態を持つことは当然であり、障がいや個人の特質、個性と捉えて、共に生きることが大切なのです。みんなで協力して、誰もが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

一人で悩まず相談を

一人で抱え込んだり、放置したりせず、地域社会の支援を受けながら問題を解決していきましょう。

相談機関

合志市障がい者虐待防止センター
障がい者支援センター「れんがの家」
☎(242)2271



こころには

消費生活センターです

インターネット接続回線契約

「料金が安くなりますよ」といった電話がよくかかってくる

相談事例

10日ほど前、電話会社の代理店を名乗る人から「インターネットを光回線にしないか」と電話があり、母が対応したが、よく分からず適当に「はい、はい」と答えた。昨日、電話会社からハガキが届き、光回線でインターネット接続回線契約をしたことになっていた。クーリング・オフしたい。

当事者 30代男性

解説

インターネット接続回線は、電気通信サービスです。同サービスは、電気通信事業法により消費者の利益が保護されているため、クーリング・オフはできません。しかし、事業者の自主基準によりクーリング・オフ制度が設けられているところや、工事前無償契約解除制度などがある場合がありますので、契約内容の書面をよく確認しましょう。今回の相談では、ハガキに「クーリング・オフすることができると書いてありました。」

対策

- ①電気事業者の自主基準では、勧誘の際は、事業者名・氏名・勧誘目的を伝え説明することになっています。
- ②インターネット接続回線の訪問販売や電話勧誘販売では、工事無料・初期費用無料・〇カ月まで無料などの特典がありますが、複数年契約を条件とする場合などがあるので、注意が必要です。
- ③インターネット接続回線の契約には、電話会社、代理店、プロバイダーサポートセンターなどの業者が関係し、サービスの内容や仕組みが複雑です。契約前には、内容や料金、解約手続きなどをよく確認しておきましょう。
- ④無料利用期間がある場合には、期間内に解約する場合の手続きや有料になる時期も確認しておきましょう。

不明な点などは、市消費生活センターへ気軽に相談ください。

問い合わせ先

消費生活センター
(合志庁舎2階 総務課)
☎(248)5442

相談受付時間

平日 午前10時~午後4時